

## スポーツツーリズムPR素材の利用に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）が、スポーツツーリズムの推進に向けて、市町村をはじめとする関係団体等と連携し広報活動を行うことを目的として作成したスポーツツーリズムPR素材（PR動画、PR写真及びPRテキストをいう。以下「PR素材」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (PR素材の権利)

**第2条** PR素材の著作権は、県が有しており、県以外の者がPR素材を利用する場合は、この要綱に基づく利用手続を必要とする。

### (利用の申請)

**第3条** PR素材の利用を希望する者は、あらかじめ e-kanagawa 電子申請システムにより利用申請を行い、県文化スポーツ観光局スポーツ課長（以下「スポーツ課長」という。）の許諾を受けなければならない。この場合において、法人（公共団体又は報道機関を除く。）がこの要綱に基づく利用手続を初めて申請する場合にあっては、法人の登記事項証明書の写しを添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等については、利用申請を認めないものとする。

### (利用の許諾)

**第4条** スポーツ課長は、前条第1項の規定による利用申請があった場合において、その内容を審査し、当該利用を適当と認めるときは、利用を許諾するものとする。

2 スポーツ課長は、前項の利用許諾をした場合は、スポーツツーリズムPR素材利用許諾通知書（第1号様式）を、利用許諾をしない場合は、スポーツツーリズムPR素材利用不許諾通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

### (利用の許諾基準等)

**第5条** PR素材は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用を許諾するものとする。

- (1) 公共団体、公共的団体、企業、スポーツチームその他スポーツ・観光関係者が、県内のスポーツツーリズム推進のために利用するとき。
- (2) 報道機関が、報道目的により利用するとき。
- (3) その他スポーツ課長が特に必要と認めたとき。

2 PR素材を利用する者（以下「利用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

#### (利用料)

**第6条** PR素材の利用料は、無料とする。

#### (利用の制限)

**第7条** スポーツ課長は、第3条第1項の利用申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。
- (2) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは支援するおそれがあると認められるとき。
- (4) PR素材のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) その他スポーツ課長が適当でないと認めるとき。

#### (利用条件)

**第8条** スポーツ課長は、第4条第2項に規定に基づく許諾に当たり、次の各号の利用条件を付するものとする。

- (1) 第4条の利用許諾を受けた利用の内容以外の利用を行わないこと。
- (2) PR動画は、映像時間の一部を切り取って利用できるものとするが、切り取り以外の動画処理（合成、変形、色変換等）は行わないこと。
- (3) PR写真は、サイズ変更以外の画像処理（合成、変形、色変換等）は行わないこと。
- (4) PR素材を利用する際には、「 神奈川県」又は「 Kanagawa Prefectural Government」とクレジットを表示すること。ただし、PR素材の内部に表示することが困難なものとしてスポーツ課長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) PR素材を利用した成果品をすみやかにスポーツ課長に提出すること。

#### (利用許諾の取消し等)

**第9条** スポーツ課長は、PR素材の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第2項の許諾を取り消し、利用者に対し、許諾した物件の回収等の措置を求めることができる。

- (1) 利用の目的に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の行為により利用の許諾を受けたとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第8条の利用条件に違反することが判明したとき。
- (5) その他スポーツ課長が特に必要と認めたとき。

#### (経費の負担)

**第10条** 県は、この要綱に基づく利用の手続に関して要した費用その他一切の経費を負担しない。

**(損害の責任)**

**第 11 条** 県は、この要綱に基づく利用に起因する損害について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、PR素材を利用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全ての責任を負うものとし、県は一切の責任を負わない。

3 利用者は、PR素材の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これにより生じた損害を県に賠償しなければならない。

**(実施細目)**

**第 12 条** この要綱に定めるもののほか、PR素材の利用に関し必要な事項は、スポーツ課長が定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、令和6年11月11日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

スポーツツーリズムPR素材利用許諾通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課長

年 月 日付で申請のありましたPR素材の利用について、次のとおり許諾します。

- 1 著作物の名称（利用するPR素材）
- 2 利用の内容
- 3 利用条件
  - (1) 許諾を受けた利用の内容以外の利用を行わないこと。
  - (2) PR動画は、映像時間の一部を切り取って利用できるものとするが、切り取り以外の動画処理（合成、変形、色変換等）は行わないこと。
  - (3) PR写真は、サイズ変更以外の画像処理（合成、変形、色変換等）は行わないこと。
  - (4) PR素材を利用する際には、「© 神奈川県」又は「© Kanagawa Prefectural Government」とクレジットを表示すること。
  - (5) PR素材を利用した成果品をすみやかにスポーツ課長に提出すること。
- 4 その他必要事項

備考 上記内容は標準例であり、利用申請の内容に応じ、必要に応じて変更して使用すること。

第2号様式（第4条関係）

スポーツツーリズムPR素材利用不承諾通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課長

年 月 日付で申請のありましたPR素材の利用について、次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由